

別紙1—① 自民党・県民会議の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	35,878,049
2	会派のタイ視察2.3～7(12名中7名分旅費1,889,664円)、台湾視察3.25～29(15名中11名分旅費3,384,525円)の調査研究費	いずれの視察も年度末の2月、3月に行う県政上の必要性や切実性はない。タイ視察ではゴルフを行う者もいるなど、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	5,274,189
3	会派の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	55,000
4	会派の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(1,011,629×0.5)	505,814
5	会派の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	209,273
6	石川光次郎議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	14,603
7	石川光次郎議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(5,209×0.5)	2,604
8	外崎浩子議員の意見交換会費(2.9)の研修費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。	5,000
9	外崎浩子議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	30,518
10	外崎浩子議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	41,456
11	外崎浩子議員の60%計上の事務費	60%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(169,029÷0.6×0.1)	28,171
12	外崎浩子議員の70%計上の事務費	70%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(166,014÷0.7×0.2)	47,432
13	外崎浩子議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(77,809×0.5)	38,904
14	佐藤光樹議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	119,387
15	佐藤光樹議員のチラシ折込料等の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(334,898×0.5)	167,449
16	佐藤光樹議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	53,066
17	中島源陽議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	99,500
18	中島源陽議員のチラシ折込料等の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(521,715×0.5)	260,857
19	中島源陽議員の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(155,000×0.5)	77,500
20	中山耕一議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	30,380
21	中山耕一議員の60%計上の広報費	60%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(90,396÷0.6×0.1)	15,066
22	中山耕一議員の60%計上の事務所費	60%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(6,804÷0.6×0.1)	1,134

23	中山耕一議員の60%計上の事務費	60%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(655,722÷0.6×0.1)	109,287
24	中山耕一議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	104,358
25	中山耕一議員の60%計上の人件費	60%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(981,000÷0.6×0.1)	163,500
26	佐々木征治議員の9件(5.12、6.11、7.31、8.6、8.19、8.28、10.28、2.15、2.20)の会費支出の調査研究費	いずれも懇親を主とした会合であり、政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	42,500
27	佐々木征治議員のチラシ折込料等の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(231,181×0.5)	115,590
28	佐々木征治議員の70%計上の事務所費	70%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(352,374÷0.7×0.2)	100,678
29	佐々木征治議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	1,820
30	佐々木征治議員の70%計上の事務所費	70%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(107,976÷0.7×0.2)	30,850
31	佐々木征治議員の70%計上の人件費	70%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(910,000÷0.7×0.2)	260,000
32	須田善明議員の女川魚市場買受人協同組合の旅行参加時の旅費・宿泊費支出(5.21～22)、日本製紙懇談会費支出(12.2)の調査研究費	協同組合の総会参加費用、および懇親費用の政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	44,240
33	須田善明議員の台湾視察(3.31)の調査研究費	この視察は、年度末に行う県政上の必要性も切実性もなく、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法支出である。	274,600
34	須田善明議員の自由民主党宮城県青年議員連盟東京セミナー参加費支出(6.10)の研究費	政党活動への支出であり、全額違法支出である。	30,000
35	須田善明議員の100%計上の事務所費(仙台事務所分を含む)	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(733,339×0.5)	366,669
36	須田善明議員の100%計上の事務所費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(136,590×0.5)	68,295
37	寺島英毅議員の石垣視察(11.2～5)の調査研究費	石垣市視察が、過疎地域の人口減少対策に資するとは思えない。単なる観光であり全額が違法支出である。	169,300
38	寺島英毅議員のタイ視察(3.31)の調査研究費	この視察は年度末に行う県政上の必要性・切実性はない。ゴルフを行う者もいるなど、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	259,534
39	寺島英毅議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	38,279
40	寺島英毅議員の別紙3記載の事務所費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	1,029
41	寺島英毅議員の100%計上の事務所費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(40,736×0.5)	20,368
42	寺島英毅議員の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(450,000×0.5)	225,000
43	安部孝議員のフィリピン視察(7.12～19)の調査研究費	視察と称する実態が不明であり、全額が違法支出である。	105,000
44	安部孝議員のタイ視察(3.31)の調査研究費	この視察を年度末に行う県政上の必要性・切実性はない。ゴルフを行う者もいるなど、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	259,534
45	安部孝議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	49,993

46	安部孝議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(689,393×0.5)	344,696
47	安部孝議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(35,119×0.5)	17,559
48	安部孝議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	99,427
49	皆川章太郎議員の4件(6.1、6.2、6.10、6.17)の懇談会等会費支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	14,000
50	皆川章太郎議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	1,898
51	皆川章太郎議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	1,562
52	小林正一議員の北海道スカイ&ピアフェスタちとせ経費(7.17)、名取市民のつばさ関係経費(11.7)の調査研究費	観光協会役員としての参加で政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	164,700
53	小林正一議員のタイ視察(2.3~7)80,000円、台湾視察(3.31)304,600円の調査研究費	いずれの視察も年度末の2月、3月に行う県政上の必要性や切実性はない。タイ視察ではゴルフを行う者もいるなど、単なる資金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	384,600
54	小林正一議員の役員先進地視察時負担金支出(11.24)の研修費	観光協会役員としての参加で政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	19,000
55	小林正一議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(175,672×0.5)	87,836
56	小林正一議員の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(600,000×0.5)	300,000
57	小林正一議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	2,058
58	池田憲彦議員の3件(6.23、8.19、3.8)の懇親会費用支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	10,000
59	池田憲彦議員の100%計上の資料作成費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(83,790×0.5)	41,895
60	池田憲彦議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	30,172
61	池田憲彦議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(64,940×0.5)	32,470
62	池田憲彦議員の100%計上の事務所費(仙台事務所分を含む)	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(663,345×0.5)	333,172
63	池田憲彦議員の60%計上の事務費	60%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(94,380÷0.6×0.1)	15,730
64	池田憲彦議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(130,596×0.5)	65,298
65	池田憲彦議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	29,400
66	池田憲彦議員の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(24,000×0.5)	12,000
67	村井嘉浩議員の100%計上の資料作成費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(53,637×0.5)	26,818
68	村井嘉浩議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	22,012
69	村井嘉浩議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(113,060×0.5)	56,530

70	村井嘉浩議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(34,973×0.5)	17,486
71	安藤俊威議員の10件(5.26、6.19、8.17、1.5、1.6、1.15、1.19、1.23、2.25、3.19)の懇親会等費用支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	52,500
72	安藤俊威議員のタイ視察(3.31)の調査研究費	この視察を年度末に行う県政上の必要性・切実性は無い。ゴルフを行う者もいるなど、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	259,534
73	安藤俊威議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	8,820
74	安藤俊威議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、21世紀会への事務委託の内容も不明である。少なくとも2分の1は違法支出である。(124,880×0.5)	62,440
75	安藤俊威議員の100%計上の事務所費	100%とした根拠が不明確であり、21世紀会への事務委託の内容も不明である。少なくとも2分の1は違法支出である。(240,000×0.5)	120,000
76	安藤俊威議員の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、21世紀会への事務委託の内容も不明である。少なくとも2分の1は違法支出である。(240,000×0.5)	120,000
77	中村功議員の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、運転手の仕事内容も不明である。少なくとも2分の1は違法支出である。(550,000×0.5)	275,000
78	柏佑整議員の80%計上の事務所費	80%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(782,469÷0.8×0.3)	293,425
79	柏佑整議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(919,243×0.5)	459,621
80	柏佑整議員の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(1,440,000×0.5)	720,000
81	菊地健次郎議員の表敬訪問参加負担金支出(5.22)の調査研究費	内容が不明であり、全額が違法支出である。	15,000
82	菊地健次郎議員の意見交換会費支出(2.9)の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	5,000
83	菊地健次郎議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	7,317
84	畠山和純議員のタイ視察(2.3～7)の研修費	この視察を年度末に行う県政上の必要性や切実性は無い。ゴルフを行う者もいるなど、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	12,750
85	畠山和純議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(90,900×0.5)	45,450
86	畠山和純議員の100%計上の仙台事務所費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(399,933×0.5)	199,966
87	畠山和純議員の家賃2/3計上の事務所費	2/3とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(240,000÷0.66×0.16)	58,181
88	畠山和純議員の2/3計上の事務費	2/3とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(365,313÷0.66×0.16)	88,560
89	千葉達議員の台湾視察(3.31)の調査研究費	この視察を年度末に行う県政上の必要性も切実性もなく、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法支出である。	304,600
90	千葉達議員の100%計上の資料作成費	資料作成業務の内容が不明であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(230,100×0.5)	115,050
91	千葉達議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	30,435
92	千葉達議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(156,350×0.5)	78,175
93	千葉達議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	26,195

94	仁田和廣議員のタイ視察(3.31)339,534円、台湾視察(3.31)60,000円の調査研究費	いずれの視察も年度末の2月、3月に行う県政上の必要性や切実性は無い。タイ視察ではゴルフを行う者もいるなど、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	399,534
95	仁田和廣議員の100%計上の事務所費	5ヶ月分のみ100%で計上しているが根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(500,000×0.5)	250,000
96	仁田和廣議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(32,490×0.5)	16,245
97	仁田和廣議員の別紙3記載の事務費	郵政公社への支払内容が明らかでなく、調査研究に必要なものであったとは認めがたい。全額が違法支出である。	122,009
98	仁田和廣議員の月5万円支出の人件費	5万円が1/4である根拠は示されておらず、少なくとも2分の1は違法支出である。(600,000×0.5)	300,000
99	藤倉知格議員の4件(6.5、6.19、1.26、3.4)の会費支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	18,000
100	藤倉知格議員の2件(8.19、1.19)の懇談会費支出の研修費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	21,000
101	藤倉知格議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	38,636
102	菊地浩議員の全日本スキー連盟東北ブロック会議(鳴子)旅費の支出(10.1~2)、京王プラザ宿泊代の支出(11.9)、東北地域のスポーツ強化の現状とその対策(天童)天童ホテル宿泊の支出(11.13~14)、懇談会費の支出(1.19)の調査研究費	体協役員としての参加であり、政務調査費からの支出は妥当でない。また懇親費用への政務調査費からの支出も妥当でない。よって全額が違法支出である。	91,055
103	菊地浩議員のタイ視察(2.3~7)367,500円、台湾視察(3.25~29)60,000円の調査研究費	いずれの視察も年度末の2月、3月に行う県政上の必要性や切実性は無い。タイ視察ではゴルフを行う者もいるなど、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	427,500
104	菊地浩議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	1,318
105	高橋長偉議員の13件(5.10、5.14、5.22、5.22、6.23、6.23、7.2、9.24、12.13、1.19、1.21、2.21、3.8)の懇談会等支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	84,500
106	高橋長偉議員の別紙3記載の資料購入費および文芸春秋購入代(資料購入費)	図書名等の具体的記載がなく、また定期購読の文芸春秋への政務調査費からの支出は認められない。全額が違法支出である。	18,066
107	高橋長偉議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	2,542
108	相沢光哉議員の懇談会費支出(1.19)の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	16,000
109	相沢光哉議員の関西方面国内旅行(11.2~3)の調査研究費	旅行目的・内容が不明であり、全額が違法支出である。	54,800
110	相沢光哉議員の政治団体主催の県政報告会関係経費の広報費	政治団体主催の県政報告会であり、全額が違法支出である。	753,806
111	相沢光哉議員の100%計上のはがき代の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(32,000×0.5)	16,000
112	大沼迪義議員の別紙3記載の資料購入費および仙台自由人クラブ会費支出の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。会費支出も調査研究と認めがたい。全額が違法支出である。	33,918
113	大沼迪義議員の仙南カイハツ商事へ月5万円支払の人件費	月5万円の根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(200,000×0.5)	100,000
114	伊藤康志議員の14件(4.9.4.27、5.12、5.27、5.28、6.3、8.19、11.17、11.29、12.13、1.19、1.20、2.5、2.9)の会費等支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額違法支出である。	94,000
115	伊藤康志議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	41,701
116	伊藤康志議員の100%計上(県議会便り、県政セミナー会場費)の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(24,465×0.5)	12,232

117	伊藤康志議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	9,052
118	渡辺和喜議員のタイ視察(2.15)の調査研究費	この視察を年度末に行う県政上の必要性・切実性はない。ゴルフを行う者もいるなど、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法な支出である。	80,000
119	渡辺和喜議員の台湾視察(3.31)の調査研究費	この視察を年度末に行う県政上の必要性も切実性もなく、単なる残金消化のための旅行であり、全額が違法支出である。	353,600
120	渡辺和喜議員の懇談会費支出(1.19)の研修費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	16,000
121	渡辺和喜議員の別紙3記載の資料購入費(中国関係の紀行文を含む)	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。。中国関係の紀行文への支出も政務調査のための支出とは認められない。全額が違法支出である。	45,195
122	渡辺和喜議員の80%計上の人件費	80%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超える分は違法支出である。(1,248,000÷0.8×0.3)	468,000
123	今野隆吉議員の懇談会費支出(9.16)の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	6,000
124	今野隆吉議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	3,698
125	今野隆吉議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(160,496×0.5)	80,248
126	今野隆吉議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(355,694×0.5)	177,847
127	千葉正美議員の12件(5.10、5.22、5.25、6.14、6.7、7.14、11.20、11.25、1.10、2.23、3.23、3.24)の懇談会費支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	113,000
128	千葉正美議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	78,199
129	千葉正美議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	2,438
	合計		55,630,253

別紙1—② フロントアミヤギの違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	16,286,673
2	会派の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(570,337×0.5)	285,168
3	会派の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(2,094,720×0.5)	1,047,360
4	会派の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	3,780
5	会派の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	7,358
6	本木忠一議員のタイ・カンボジア視察(5.24～28)の調査研究費	視察目的が総花的で、県政との関連性・必要性が明確でないものが多い。視察内容も不明であり、全額が違法支出である。	300,000
7	本木忠一議員の拡声器100%支出(10.20)の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(42,000×0.5)	21,000
8	本木忠一議員の100%支出(3.31)の資料作成費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(124,000×0.5)	62,000

9	本木忠一議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	41,982
10	長谷川洋一議員の6件(4.15、5.31、8.19、9.25、11.16、11.26)の懇親会費等支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	26,000
11	長谷川洋一議員のタイ・カンボジア視察(5.24～28)の調査研究費	視察目的が総花的で、県政との関連性・必要性が明確でないものが多い。視察内容も不明であり、全額が違法支出である。	300,000
12	長谷川洋一議員の3件(7.9、12.17、12.19)の懇談会費等の研修費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	30,000
13	長谷川洋一議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(113,688×0.5)	56,844
14	長谷川洋一議員の100%計上の人件費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(641,900×0.5)	320,950
15	長谷川洋一議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	28,824
16	長谷川洋一議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	40,757
17	渡辺忠悦議員の5件(7.14、8.19、10.8、12.18、3.23)の会費等支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	26,000
18	渡辺忠悦議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	103,020
19	渡辺忠悦議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	157
20	伊勢敏議員の懇談会費支出(10.15)の調査研究費	県知事選にかかわる会合への政務調査費からの支出は妥当でない。	5,000
21	伊勢敏議員の80%計上の広報費	80%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超えた分は違法支出である。(572,502÷0.8×0.3)	214,688
22	伊勢敏議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(4,032×0.5)	2,016
23	伊勢敏議員の80%計上の事務費	80%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1を超えた分は違法支出である。(215,075÷0.8×0.3)	80,653
24	伊勢敏議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(46,594×0.5)	23,297
25	伊勢敏議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	19,771
26	伊勢敏議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	25,923
27	佐々木敏克議員のタイ・カンボジア視察(5.24～28)の調査研究費	視察目的が総花的で、県政との関連性・必要性が明確でないものが多い。視察内容も不明であり、全額が違法支出である。	300,000
28	佐々木敏克議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(60,630×0.5)	30,315
29	佐々木敏克議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(4,655×0.5)	2,327
30	佐々木敏克議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	400
31	佐々木敏克議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	5,640
32	小野隆議員のタイ・カンボジア視察(5.24～28)の調査研究費	視察目的が総花的で、県政との関連性・必要性が明確でないものが多い。視察内容も不明であり、全額が違法支出である。	300,000

33	小野隆議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	7,435
34	小野隆議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	70,359
35	小野隆議員の小野隆後援会、小野実業の領収書の支出(事務費・事務所費)	小野実業、小野隆後援会との負担関係がわかる書類と、小野実業、小野隆後援会発行の領収書を添付すべきであり、全額が違法支出である。	529,274
36	川嶋保美議員の県内旅費支出(17年4月～18年3月)の調査研究費	いずれも儀礼的な会合への参加などで、政務調査活動とは認めがたい。全額が違法支出である。	1,632,500
37	川嶋保美議員の懇談会費支出(5.10)の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。	10,000
38	川嶋保美議員のタイ・カンボジア視察(5.24～28)の調査研究費	視察目的が総花的で、県政との関連性・必要性が明確でないものが多い。視察内容も不明であり、全額が違法支出である。	300,000
39	川嶋保美議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	37,705
40	袋正議員の12件(4.1、4.16、5.10、5.25、6.17、8.19、9.30、10.8、11.16、11.20、11.25、12.18)の懇談会費等支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	241,000
41	袋正議員の意見交換会費等支出(7.14)の会費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	10,000
42	袋正議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	11,767
43	袋正議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(127,925×0.5)	63,962
44	袋正議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	1,720
45	渥美徹議員の24件(5.15、5.16、5.18、6.19、6.23、6.25、7.7、7.10、7.31、8.1、8.4、8.19、8.28、9.30、10.21、10.27、11.29、12.2、12.3、12.7、12.9、12.16、12.17、1.14)の懇談会費等支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	102,000
46	渥美徹議員のタイ・カンボジア視察(5.24～28)の調査研究費	視察目的が総花的で、県政との関連性・必要性が明確でないものが多い。視察内容も不明であり、全額が違法支出である。	300,000
47	渥美徹議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(18,161×0.5)	9,080
48	渥美徹議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	17,702
49	長谷川章議員の懇談会費支出(5.10)の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	10,000
50	長谷川章議員のタイ・カンボジア視察(5.24～28)の調査研究費	視察目的が総花的で、県政との関連性・必要性が明確でないものが多い。視察内容も不明であり、全額が違法支出である。	300,000
51	長谷川章議員の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(133,925×0.5)	66,962
52	長谷川章議員の100%計上の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(972,480×0.5)	486,240
53	長谷川章議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	40,158
	合計		24,245,767

別紙1—③ 民主フォーラムの違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費・広報費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	10,577,116
2	会派の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(248,634×0.5)	124,317
3	会派の韓国視察(11.10～18)の調査研究費	県政との関連性・必要性が明確でなく、視察内容も不明であり、全額が違法支出である。	657,993
4	菅原議員の(社)倫理研究所の会費(月1万×12)支出の調査研究費	法人会費を議員個人が政務調査費から支出するのは妥当ではない。全額が違法支出である。	120,000
5	菅原議員の100%計上の資料作成費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(331,590×0.5)	165,795
6	菅原議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	268,262
7	菅原議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	69,156
8	坂下賢議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	87,561
9	坂下賢議員の別紙4記載の資料購入費(週刊誌)	コンビニでの年60冊以上の週刊誌等の購入。どの週刊誌のどの記事が調査研究の対象であったかが明らかにされておらず、全額が違法支出である。	21,910
10	坂下賢議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	26,097
11	加賀剛議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	292,423
12	加賀剛議員の別紙4記載の資料購入費(週刊誌)	コンビニでの年80冊以上の週刊誌等の購入。どの週刊誌のどの記事が調査研究の対象であったかが明らかにされておらず、全額が違法支出である。	31,730
13	加賀剛議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	142,288
14	加賀剛議員の100%計上の広報費	印刷代、はがき代、別納料金等100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(1,189,807×0.5)	594,903
15	遊佐美由紀議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	56,880
16	遊佐美由紀議員の100%計上の広報費	ハガキ、ホームページ更新、Emailドメイン代等100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(223,260×0.5)	111,630
17	遊佐美由紀議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	25,933
18	藤原典範議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	154,123
19	藤原典範議員の100%計上(3月分を除く)の広報費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(942,800×0.5)	471,400
20	藤原典範議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	33,879
21	内海太議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	77,002

22	内海太議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	34,252
23	坂下康子議員のyonosuke.com(3.1)への調査研究費	調査委託の内容および委託の成果も不明であり、全額が違法支出である。	126,000
24	坂下康子の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	94,048
25	坂下康子の100%計上の広報費	切手、ハガキ、HP関係100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(283,690×0.5)	141,845
26	坂下康子の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	4,060
	合計		14,510,603

別紙1—④ 社民党県議団の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費・広報費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	11,230,481
2	会派の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	55,000
3	会派の100%計上の事務費	HPIには後援会、政治活動の記載もあり、少なくとも2分の1は違法支出である。(981,478×0.5)	490,739
4	熊谷義彦議員の2件(8.19、9.15)の会費支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	7,000
5	熊谷義彦議員の懇談会費支出(5.10)の会議費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	10,000
6	熊谷義彦議員の50%計上の広報費	後援会名の県政報告、農業を考える県議会議員のチラシ代への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	160,918
7	熊谷義彦議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	109,680
8	熊谷義彦議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	24,245
9	佐藤詔雄議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	36,555
10	岸田清実議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	1,380
11	岸田清実議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	1,617
12	岩淵義教議員の5件(4.27、5.12、8.19、10.24、12.6)の懇談会費等支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	21,000
13	岩淵義教議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	5,854
14	岩淵義教議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	21,702
15	本多祐一郎議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	67,357
16	本多祐一郎議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	21,020

17	佐々木紘議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	45,900
18	佐々木紘議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	316
	合計		12,310,764

別紙1—⑤ 公明・21世紀クラブの違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	7,283,133
2	庄子賢一議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	40,566
3	小野寺初正議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	16,670
4	小野寺初正議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	28,453
5	石橋信勝議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	25,900
6	長島秀道議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	188,594
	合計		7,583,316

別紙1—⑥ 無所属の会の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	1,309,588
2	会派の100%計上の事務費	100%とした根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(88,731×0.5)	44,365
3	菊地文博議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	32,471
4	菊地文博議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	3,077
5	菅間進議員の別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	63,179
6	菅間進議員の別紙3記載の事務費	購入物品名の具体的記載がなく、調査研究に必要なものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	2,469
	合計		1,455,129

別紙1—⑦ 無所属 百足健一議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	1,582,664

2	茶菓子・会場費不足分の会議費	経費の明細が不明であり、全額が違法支出である。	128,520
	合計		1,711,174

別紙1—⑧ 無所属 菊池浩議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	341,513
2	スキー連盟東北ブロック会議(5.21～22)旅費支出の会議費	体協役員としての参加であり、政務調査費からの支出は妥当でない。全額が違法支出である。	22,840
	合計		364,353

別紙1—⑨ 無所属 寺島英毅議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	560,865
2	別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	7,934
	合計		568,799

別紙1—⑩ 無所属 大学幹男議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	1,778,523
	合計		1,778,523

別紙1—⑪ 無所属 佐々木喜蔵議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	717,746
2	2.9の意見交換会費支出の調査研究費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。	5,000
3	3.7の交流会参加費支出の研修費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。	4,000
	合計		726,746

別紙1—⑫ 無所属 大沼迪義議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)

1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は、違法な支出である。	793,214
2	(1.19)の懇談会費等支出の会議費	懇親費用への政務調査費からの支出は妥当でない。	16,000
3	別紙3記載の資料購入費	図書名等の具体的記載がなく、調査研究のために購入されたものとは認めがたい。よって全額が違法支出である。	6,328
4	仙南カイハツへの人件費	支払の根拠が不明確であり、少なくとも2分の1は違法支出である。(400,000×0.5)	200,000
	合計		1,015,542

違法支出額(円)	
総計	121,900,969